

## 1 工事概要等

(1) 工事件名 仮称江戸川四丁目公園整備工事 (その2)

(2) 工事場所 江戸川区江戸川四丁目 10 番地 1

(3) 工事内容 公園面積 13,919.28 m<sup>2</sup>

### ア 植栽工

(ア) ソメイヨシノ等中高木 N = 89 本

(イ) ドウダンツツジ等低木 N = 8,109 株

(ウ) 野芝-1 A = 1,184 m<sup>2</sup>

### イ サービス施設整備工

水飲み N = 3 基

### ウ 管理施設整備工

(ア) 両開き門扉-1 N = 5 か所

(イ) 片開き門扉-1 N = 3 か所

(ウ) メッシュフェンス-2 L = 82.0m

### エ 防災施設整備工

かまどベンチ N = 4 基

### オ 園路広場整備工

ゴムチップ舗装 A = 586 m<sup>2</sup>

### カ 建築施設整備工

(ア) 大屋根シェルター N = 1 棟

(イ) 膜式日陰棚 N = 1 棟

### キ 電気整備工

公園灯 N = 12 基

### ク 園路広場整備工

インターロッキングブロック舗装 A = 607 m<sup>2</sup>

### ケ 園路縁石工

境石 L = 1,170.3m

### コ 階段工

階段 N = 3 か所

### サ 遊戯施設整備工

複合遊具 N = 2 基

### シ 運動施設整備工

バスケットゴール N = 1 基

### ス 建築施設整備工

手洗所 N = 1 棟

### セ 外一式

(4) 工期 契約確定日の翌日から 360 日間

## 2 入札参加資格

次の条件を全て満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。
- (2) 単独企業の場合には、「造園工事業」の特定建設業許可を受けていること。建設共同企業体の場合には、第一順位者が「造園工事業」の特定建設業許可を受けており、第二・第三順位者が「造園工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。
- (3) 単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。建設共同企業体の場合には、第一順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第二・第三順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。また、それぞれ特例監理技術者を配置する場合には、専任の監理技術者補佐を配置できること。
- (4) 入札公告日から過去 2 年間に、江戸川区（以下「本区」といいます。）からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。
- (5) 江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (6) 本区に本店を置き、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」といいます。）の建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録していること。
- (7) 「造園」を申込業種として登録しており、本区から令和 7・8 年度造園格付（以下「区造園格付」といいます。）を受けていること。
- (8) 単独企業は、区造園格付 A の者であること。2 者による建設共同企業体の場合は、2 者共に区造園格付 A の者であること。3 者による建設共同企業体の場合は、第一順位者は、区造園格付 A の者であることとし、第二・第三順位者は、共に区造園格付 B 以上の者であること。
- (9) 建設共同企業体における出資比率は、第一順位者は構成員中最大とすること。2 者の場合は、第二順位者の出資比率は 30% 以上とし、3 者の場合は、第二・第三順位者の出資比率は共に 20% 以上（ただし、区造園格付 B の場合は 20%）とすること。

- (10) 単独企業及び建設共同企業体の構成員は、本入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。
- (11) 江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中でないこと。

### 3 申請手続等

#### (1) 入札参加資格確認申請

電子調達サービス上で、資格確認申請書を提出するとともに、別途、紙媒体で入札参加資格確認書類を提出してください。

**※ 建設共同企業体で参加する場合、代表企業が、単体企業として電子調達サービス上で参加申請及び入札を行ってください。**

[提出書類]

#### ア 単体企業及び建設共同企業体共通

- (ア) 入札参加資格確認申請書（様式 1－1）
- (イ) 誓約書（様式 1－2）
- (ウ) 技術者に関する添付書類
- (エ) 「建設業の許可について（通知）」及び「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し（建設共同企業体の場合、構成員全員のもの）

イ 建設共同企業体の場合（下記の順番でつづった上で袋とじをし、各社の印鑑で契印をしてください。）

- (ア) 江戸川区建設工事共同請負入札参加申請書（様式 1－3）
- (イ) 委任状（様式 1－4－1）
- (ウ) 江戸川区建設共同企業体協定書（甲）（様式 1－4－2）
- (エ) 江戸川区建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書（様式 1－4－3）

#### (2) 提出方法

発送の記録が残る方法で提出してください。

なお、提出された申請書等の書類は返却しません。

(3) 受付期間

入札告示日から令和8年8月24日（月）正午まで

(4) 提出先

〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区総務部契約課契約係

(5) 入札参加者の決定

審査の上、要件を満たす者には入札参加資格確認結果通知書を交付します。

入札参加資格がないとされた者には、その理由を付して、文書により通知します。

なお、入札参加資格確認結果通知書を交付後、入札参加時までに「2 入札参加資格」を満たさなくなった場合は、入札に参加することはできません。

(6) 入札方法

電子入札とします。

(7) 開札の日時及び場所

令和8年9月17日（木）午前9時5分      江戸川区役所3階 契約係

4 予定価格      702,839,000 円（消費税及び地方消費税を含みません。）

5 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。

前記ただし書に該当する場合、本区が行う調査に協力義務があります（江戸川区制限付一般競争入札実施基準に係る運用基準第4及び江戸川区低入札価格調査制度実施要綱）。

なお、契約に際しては後記7の（2）掲載の契約保証金が必要となり、これが納付できないとき

は失格とします。

## 6 契約締結等

- (1) 開札日以降に落札者に対し、契約条項を総務部契約課で示します。
- (2) 本件工事契約は、江戸川区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、落札者と仮契約を締結し、江戸川区議会で議決された後に、本契約を締結することとなります。
- (3) 前記5により落札者の決定を受けた者及び落札者の決定を保留された者が、当該本契約の締結までの間において、前記2に掲げる入札参加資格のいずれかを失ったときは、当該落札者決定及び落札者決定の保留を取り消し、当該本契約の締結を行わないものとします。
- (4) 本工事契約は、江戸川区公契約条例の規定が適用されます。添付資料にある「江戸川区公契約条例の適用について」をご参照ください。

## 7 その他の事項

### (1) 入札保証金

免除します。

### (2) 契約保証金

前記5により落札者として決定された者が本区と契約を締結するときは、江戸川区契約事務規則第46条第1項の規定に基づく契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付（ただし、落札者の繰越利益剰余金からの拠出に限ります。）又は同条第2項第1号に基づく契約金額の100分の10以上の保証金額となる履行保証保険契約の締結を行い、その保険証書を本区に提出する必要があります。

なお、契約保証金と履行保証保険契約との併用は出来ません。

また、落札者が上記契約保証金の納付又は履行保証保険契約の締結以外の方法を希望するときで相当の理由があると本区が認めた場合で、江戸川区契約事務規則第47条の規定に基づき、契約保証金の代替として確実に十分な担保価値があると認めた場合は、それによることができるもの

とします。この場合において本区の調査に対し落札者は応じる必要があります。

(3) 専任技術者の配置期間

専任技術者の配置期間は、契約書に記載される契約日から工期最終日までとします。ただし、請負契約の締結後、現場工事施工に着手するまでの期間においては、本区との協議により、技術者の工事現場への専任を要しないとすることができます。この場合は、協議内容を打合せ記録等の書面により明確にしておく必要があります。

(4) 資料の送付等

現場説明会はいりません。設計図書等の資料については、入札参加資格確認結果通知書で入手先をお知らせします。

(5) 資料についての質問

資料について質問がある場合、電子調達サービスにて、令和8年9月7日（月）正午までに質問登録してください。

(6) 入札等の無効

本告示において示した入札参加資格のない者の行った入札及び申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとします。

(7) その他

低入札価格調査を受けた者と契約した場合の前払金の支払に際しては、前払金保証契約を証する書面のほかに、その他根拠となる書類等の提出を求める場合があります。

なお、上記に明示していない事項については、関係法令規則等によります。

(8) 申請についての質問等

総務部契約課契約係      T E L    03-5662-1005（直通）

F A X    03-5662-1006

以上